

『EC-CUBE のサーバー』サービス利用約款

株式会社アラタナが提供する『EC-CUBE のサーバー』サービスの利用を目的とする契約の内容やその申込方法等については、この『EC-CUBE のサーバー』サービス利用約款で定めています。契約の申込の前に、必ずこの『EC-CUBE のサーバー』サービス利用約款の内容を確認してください。

第 1 章 『EC-CUBE のサーバー』サービス利用約款の目的

第 1 条 (『EC-CUBE のサーバー』サービス利用約款の目的)

この『EC-CUBE のサーバー』サービス利用約款は、株式会社アラタナ（以下、「当社」という。）が提供する『EC-CUBE のサーバー』サービスの利用を目的とする契約（以下、「『EC-CUBE のサーバー』サービス利用契約」という。）の内容及びその申込方法等について定めます。

第 2 章 『EC-CUBE のサーバー』サービス利用契約の成立

第 2 条 (申込の方法)

1. 『EC-CUBE のサーバー』サービス利用契約の申込の方法には、当社が公開しているウェブサイトから申し込む方法があります。
2. 当社が公開しているウェブサイトから申し込むには、ウェブサイト上の申込フォームのすべての項目を漏れなく入力したうえ、画面に表示される手順に従って送信の操作を行ってください。
3. 『EC-CUBE のサーバー』サービス利用契約の申込に際しては、次の各号に掲げるそれぞれの項目について、当社が第 2 項に定めるウェブサイト上の申込フォームに掲げるものの中から希望するものを選んでください。
 - (1) 『EC-CUBE のサーバー』サービス利用契約の種類（以下、「サービスプラン」という。）
 - (2) 『EC-CUBE のサーバー』サービス利用契約の存続期間（以下、「契約期間」という。）
4. 『EC-CUBE のサーバー』サービス利用契約の申込に際しては、この『EC-CUBE のサーバー』サービス利用約款のすべての内容を確認してください。当社は、この『EC-CUBE のサーバー』サービス利用約款の内容の全部又は一部を承諾しないかたについては、『EC-CUBE のサーバー』サービス利用契約の申込及び『EC-CUBE のサーバー』サービスの利用を拒絶しますので、その場合には第 2 項に定める申込のための送信の操作を行わないでください。

第3条（『EC-CUBE のサーバー』サービス利用契約の成立要件）

『EC-CUBE のサーバー』サービス利用契約は、次の各号に掲げるすべての事由を要件として成立するものとします。

- (1) 前条第2項に定める申込の情報が当社に到達すること。
- (2) 『EC-CUBE のサーバー』サービス利用契約の申込者（以下、「お客さま」という。）が第40条に定める料金の全部を当社に支払うこと。
- (3) 当社がお客さまに対して承諾の意思表示を行うこと。

第4条（『EC-CUBE のサーバー』サービス利用契約の成立時期）

1. 『EC-CUBE のサーバー』サービス利用契約は、当社の発信した承諾の通知がお客さまに到達した時に成立するものとします。
2. 前項の承諾の通知は、電子メールを用いてこれを行います。

第5条（承諾を行わない場合）

1. 当社は、次の各号に掲げるいずれかの事由があるときは、『EC-CUBE のサーバー』サービス利用契約の申込に対して承諾を行わないことがあります。
 - (1) お客さまがこの『EC-CUBE のサーバー』サービス利用約款に違背して『EC-CUBE のサーバー』サービスを利用することが明らかに予想される場合。
 - (2) お客さまが当社に対して負担する何らかの債務の履行について現に遅滞が生じている場合又は過去において遅滞の生じたことがある場合。
 - (3) お客さまが『EC-CUBE のサーバー』サービス利用契約の申込に際して当社に対し虚偽の事実を申告した場合。
 - (4) お客さまが申込の際に未成年者、成年被後見人、被保佐人又は被補助人であって、自らの行為によって確定的に『EC-CUBE のサーバー』サービス利用契約を締結する行為能力を欠き、法定代理人又はその他の同意権者の同意又は追認がない場合。
 - (5) お客さまが反社会的な団体である場合又はお客さまが反社会的な団体の構成員である場合。
 - (6) 前各号に定める場合のほか、当社が業務を行ううえで支障がある場合又は支障の生じる恐れがある場合。
2. 前項の場合には、当社は承諾を行わない旨をお客さまに通知しません。

第3章 『EC-CUBE のサーバー』 サービス

第6条 (『EC-CUBE のサーバー』 サービスの利用の開始)

お客さまは、前章において定めるところにより『EC-CUBE のサーバー』 サービス利用契約が成立した時から『EC-CUBE のサーバー』 サービスを利用することができます。

第7条 (『EC-CUBE のサーバー』)

1. 当社は、『EC-CUBE のサーバー』 サービス利用契約にもとづいて当社がお客さまに提供するサービスのうち、サーバーの機能を利用するものについては、一台のサーバーを他の利用者と共用する形で、これをお客さまに提供します。
2. この『EC-CUBE のサーバー』 サービス利用約款においては、前項により当社がお客さまに提供するサーバーの機能を『EC-CUBE のサーバー』 といいます。
3. 当社は、お客さまに専用サーバーを提供するものではありませんが、お客さまが専用サーバーに匹敵する快適な使用感を満喫することができるように努力します。

第8条 (基本サービス)

1. 当社は、サービスプランごとに当社が別に定めるところに従い、次の各号に掲げるサービス的一方又は双方を基本サービスとしてお客さまに提供します。
 - (1) ウェブサービス
 - (2) 電子メールのサービス
2. 前項第1号のサービスの内容は、ホームページを公開するために利用することができるウェブサーバーの機能をお客さまに提供するものです。
3. 第1項第2号のサービスの内容は、電子メールを受け取るために利用することができる電子メールサーバーの機能をお客さまに提供するものです。
4. 当社は、本条に掲げる基本サービスの内容を予告なく変更する場合があります。当社は、このことによりお客さまに生じた損害について、一切の責任を負いません。

第9条 (IPアドレス)

1. 当社は、前条の基本サービスの提供に際して、当社が割り当てる権限を有する特定のIP (Internet Protocol) アドレスを『EC-CUBE のサーバー』 に割り当てます。
2. 当社は、前項の定めるところにより割り当てたIPアドレスを第4条に定める承諾の通知の際にお客さまに知らせます。
3. 当社は、第1項の定めるところにより割り当てたIPアドレスを予告なく変更する場合があります。当社は、このことによりお客さまに生じた損害について、一切の責任を負いません。

第 10 条（オプションサービス）

1. 当社は、お客さまから特に申出があったときは、当社が別に定めるオプションサービスを第 8 条の基本サービスに付加して提供します。
2. 当社は、前項にもとづいて当社が定めるオプションサービスの内容を予告なく変更する場合があります。当社は、このことによりお客さまに生じた損害について、一切の責任を負いません。
3. お客さまは、第 1 項にもとづいて当社がお客さまに提供するオプションサービスの全部又は一部について、いつでも将来に向かってその利用を取り止めることができます。
4. 前項の場合には、当社の定める方式に従って当社に対して当該オプションサービスの利用を取り止める旨の通知を行わなければなりません。当社の定める方式に従わない場合には、当該オプションサービスの利用を取り止める効果は生じません。
5. お客さまは、前項の定めるところによりオプションサービスの利用を取り止める旨の通知を行ったときは、その通知が当社に到達した日をもって当該オプションサービスを利用する権利を失うものとします。
6. お客さまは、前 3 項の定めるところによりオプションサービスの利用の取り止めを行った場合であっても、すでに当社に支払った本来の当該オプションサービスを利用することができる期間の満了日までの間のオプション新規セットアップ料金及びオプション月額利用料金の全部又は一部の償還を受けることはできません。

第 11 条（登録済みのドメイン名の使用）

1. お客さま又は第三者の名義ですでに登録されているドメイン名があり、お客さまがそのドメイン名を使用する権利を有する場合には、お客さまは、『EC-CUBE のサーバー』サービスの利用に際して、そのドメイン名を使用することができます。ただし、『EC-CUBE のサーバー』サービスの利用に際して、そのドメイン名を使用することができない場合があります。
2. 当社は、お客さまが『EC-CUBE のサーバー』サービスの利用に際して前項に定めるドメイン名を使用することができないことによりお客さまに生じた損害について、一切の責任を負いません。

第 12 条（インターネットへの接続）

当社は、お客さまがその端末機器をインターネットに接続するために必要なサービスを提供しません。『EC-CUBE のサーバー』サービスの利用に際しては、他の電気通信事業者との間におけるダイヤルアップ IP 接続サービス利用契約の締結、又は専用回線サービス利用契約の締結等、お客さまの端末機器をインターネットに接続するための手段をお客さまの責任において用意する必要があります。

第 13 条（経路等の障害）

当社は、『EC-CUBE のサーバー』サービスの提供に際して当社が利用する電気通信事業者の設備の故障等により、お客さまが『EC-CUBE のサーバー』サービスを適切に利用することができなくなった場合であっても、これによりお客さまに生じた損害について、一切の責任を負いません。

第 14 条（『EC-CUBE のサーバー』の管理）

- 『EC-CUBE のサーバー』は、お客さまの責任において適切にこれを管理してください。
- 『EC-CUBE のサーバー』について次の各号に掲げるいずれかの事由が生じたときは、お客さまの責任において適切にその『EC-CUBE のサーバー』の修補を行ってください。
 - 『EC-CUBE のサーバー』が正常に動作しないとき。
 - 『EC-CUBE のサーバー』が第三者によって不正にアクセスされ、その基本ソフトウェア又はその他の機能が不正に変更されたとき。
 - 『EC-CUBE のサーバー』がコンピュータウイルスに感染したとき。
- 前 2 項に定める『EC-CUBE のサーバー』の管理は、インターネットを経由した遠隔操作によりこれを行ってください。お客さまは、前 2 項に定める『EC-CUBE のサーバー』の管理に際して、当社がその『EC-CUBE のサーバー』を運用するデータセンターに立ち入ることができません。
- 当社は、第 1 項及び第 2 項に定める『EC-CUBE のサーバー』の適切な管理を欠いたためにお客さまに生じた損害について、一切の責任を負いません。
- お客さまは、第 1 項及び第 2 項に定める『EC-CUBE のサーバー』の適切な管理を欠いたために当社に損害が生じたときは、これを賠償する責任を負います。

第 15 条（当社が自発的に行う修補）

- 『EC-CUBE のサーバー』について前条第 2 項各号に掲げるいずれかの事由が生じたときは、当社は、次条に定めるお客さまの依頼がない場合であっても、次の各号に掲げるものの中からいずれかの方法を選んでその『EC-CUBE のサーバー』の修補を行うことがあります。
 - 『EC-CUBE のサーバー』を動作させているサーバーの筐体の取替
 - 基本ソフトウェアの再インストール
 - その他の修補
2. 当社は、前項にもとづいて当社がその『EC-CUBE のサーバー』の修補を行い、これを行わないことによりお客さまに生じた損害について、一切の責任を負いません。

第 16 条（当社がお客さまの依頼にもとづいて行う修補）

- 『EC-CUBE のサーバー』について第 16 条第 2 項各号に掲げるいずれかの事由が生じた

場合において、お客さまがその修補を行うことができないときは、前条第 1 項各号に掲げるものの中からいずれかの方法を選んでその『EC-CUBE のサーバー』の修補を当社に依頼することができます。この修補の依頼は、当社が別に定める方法によりこれを行ってください。

2. 当社は、前項に定める修補の依頼があった場合において、当社がその『EC-CUBE のサーバー』の修補を行い、又はこれを行わないことによりお客さまに生じた損害について、一切の責任を負いません。

第 17 条（パスワード等の管理）

1. お客さまは、当社がお客さまに発行したユーザ ID 及びパスワード（以下、「パスワード等」という。）を善良な管理者の注意をもって適切に管理し、これらが他に漏れないように注意を尽くさなければなりません。

2. 当社は、当社が運用する各種のサーバー（『EC-CUBE のサーバー』を含む。以下、「当社のサーバー」という。）にアクセスしようとする者に対してユーザ ID 及びパスワードの入力を求めることによってその者のアクセスの権限の有無を確かめるシステム（以下、「パスワード照合システム」という。）を用いる場合には、正しいユーザ ID を構成する文字列と入力されたユーザ ID を構成する文字列及び正しいパスワードを構成する文字列と入力されたパスワードを構成する文字列がそれぞれ一致するときは、その者にアクセスの権限があるものとして取り扱います。

3. 当社は、当社がお客さまに発行したパスワード等が不正に使用されたことによりお客さまに生じた損害について、一切の責任を負いません。また、当社は、第三者がパスワード照合システムの動作を誤らせ、又はその他の方法で当社のサーバーに不正にアクセスしたことによりお客さまに生じた損害について、一切の責任を負いません。4. お客さまは、第 1 項に定めるパスワード等の適切な管理を欠いたために当社に損害が生じたときは、これを賠償する責任を負います。

第 18 条（秘密鍵の管理）

1. お客さまは、『EC-CUBE のサーバー』サービスの利用に際してお客さまが作成した秘密鍵（以下、本条において単に「秘密鍵」という。）を善良な管理者の注意をもって適切に管理し、これが他に漏れないように注意を尽くさなければなりません。

2. お客さまは、秘密鍵が他に漏れる等、その秘密鍵の使用を継続することが適切でない場合として当社が別に定める事実が生じたことを知り、又はその事実が生じたことを疑うべき事実があることを知ったときは、その旨を速やかに当社に届け出てください。この届出は、当社が別に定める方法によりこれを行ってください。

3. 当社は、秘密鍵が不正に使用されたことによりお客さまに生じた損害について、一切の責任を負いません。

4. お客様は、第 1 項に定める秘密鍵の適切な管理を欠いたために当社に損害が生じたときは、これを賠償する責任を負います。

第 19 条（過大な負荷を与えることの禁止）

お客様は、当社のサーバー又はその他の設備に過大な負荷を与えるような方法で『EC-CUBE のサーバー』サービスを利用してはいけません。

第 20 条（お客様と第三者との間における紛争）

お客様は、『EC-CUBE のサーバー』サービスの利用に際して第三者との間において生じた名誉毀損、プライバシーの侵害、ドメイン名を使用する権利の有無及びその他一切の紛争について、お客様自身の責任で誠実にこれを解決しなければなりません。

第 21 条（インターネットにおける慣習の遵守）

お客様は、スパムメールの発信の禁止等、インターネットの参加者の間において確立している慣習を遵守しなければなりません。

第 22 条（違法行為等の禁止）

1. お客様は、『EC-CUBE のサーバー』サービスを利用して、法令により禁止されている行為若しくは公序良俗に反する行為を行い、又は第三者にこれを行わせてはいけません。
2. お客様は、当社がお客様に提供している『EC-CUBE のサーバー』サービスを第三者が不正に利用して、いわゆるフィッシングサイトの運用等、法令により禁止されている行為又は公序良俗に反する行為を行っていることを知ったときは、その旨を速やかに当社に届け出てください。

第 23 条（アダルトサイト等の禁止）

1. お客様は、『EC-CUBE のサーバー』サービスを利用して、風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和 23 年法律第 122 号）（以下、「風俗営業法」という。）の定める性風俗関連特殊営業を行い、若しくは第三者にこれを行わせ、又は風俗営業法の定める性風俗関連特殊営業に関する情報を第三者の閲覧若しくは利用に供し、又は第三者にこれを行わせてはいけません。
2. 前項に定めるもののほか、お客様は、『EC-CUBE のサーバー』サービスを利用して、文字、画像、音声又はその他の何らかの方法により、性的な好奇心をそそる情報を第三者の閲覧若しくは利用に供し、又は第三者にこれを行わせてはいけません。

第 24 条（契約上の地位の処分の禁止等）

1. お客様は、『EC-CUBE のサーバー』サービス利用契約にもとづくお客様の地位及び『EC-CUBE のサーバー』サービス利用契約にもとづき当社に対してサービスの提供を

求めることを内容とするお客さまの権利について、これを第三者に譲渡し、転貸し、又は担保に供することができません。また、お客さまは、『EC-CUBE のサーバー』の全部の領域を有償又は無償で第三者に利用させることができません。

2. お客さまは、『EC-CUBE のサーバー』の一部の領域を有償又は無償で第三者に利用させることができます。

3. 当社は、前項によりお客さまが『EC-CUBE のサーバー』の一部の領域を第三者に利用させる場合において、その領域を利用するかたに対して、『EC-CUBE のサーバー』サービスの提供及びその他の事項に関する一切の責任を負いません。また、その領域を利用するかたは、当社に対して、『EC-CUBE のサーバー』サービスの利用及びその他の事項に関する一切の権利を有しません。

第 25 条（営業秘密等の漏洩等の禁止）

1. お客さまは、当社の事業に関する技術上又は営業上の情報であって公然と知られていないもの又は当社の顧客に関する情報を入手したときは、当社がこれを秘密として管理しているかどうかに関わらず、その入手した情報（以下、本条において「入手情報」という。）の存在若しくは内容を漏らし、又はこれを窃用してはいけません。

2. 前項の規定は、『EC-CUBE のサーバー』サービス利用契約の終了後も、これを適用するものとします。

3. お客さまは、『EC-CUBE のサーバー』サービス利用契約の終了時まで、その保有する入手情報を完全に消去しなければなりません。完全に消去することのできないものであって返還することのできるものは当社に返還してください。

第 26 条（当社からの連絡）

1. 当社がお客さまに対して電子メールで何らかの連絡をした場合には、その内容をよく読み、不明の点があるときは、当社に問い合わせてください。

2. 当社は、前項の連絡の内容をお客さまが理解しているものとして『EC-CUBE のサーバー』サービスの提供及び『EC-CUBE のサーバー』サービス利用契約に関するその他の事務を行います。当社は、このことによってお客さまに生じた損害について、一切の責任を負いません。

3. 当社の名義で作成された電子メールをお客さまが受け取った場合において、その内容が明らかに不自然であるときは、偽造されたものである可能性がありますので、速やかに当社に連絡してください。

第 27 条（当社からの問い合わせ）

1. 当社は、当社がお客さまに前 2 項の問い合わせを行った日から 1 カ月を経過してもお客さまが当社に対して必要な応答を行わず、このために当社が『EC-CUBE のサーバー』サ

ービスをお客さまに提供するにあたり必要な手続又はその他の事務等を履践することができないときは、お客さまに対する『EC-CUBE のサーバー』サービスの一部の提供を取り止めることがあります。

2. 前項の規定は、お客さまが次条に定める変更の届出を行わないために第1項の問い合わせがお客さまに到達せず、このために当社が『EC-CUBE のサーバー』サービスをお客さまに提供するにあたり必要な手続又はその他の事務等を履践することができない場合にこれを準用します。

3. お客さまは、前2項にもとづいて当社がお客さまに対する『EC-CUBE のサーバー』サービスの一部の提供を取り止める旨をお客さまに通知したときは、その通知がお客さまに到達した日をもって当該一部のサービスの提供を受ける権利を失うものとします。この場合において、その通知が何らかの事情によりお客さまに到達しないときは、お客さまは、当社がその通知を発信した日から1週間経過した日をもって当該一部のサービスの提供を受ける権利を失うものとします。当社は、このことによってお客さまに生じた損害について、一切の責任を負いません。

4. お客さまは、前項の定めるところにより当社が『EC-CUBE のサーバー』サービスの一部の提供を取り止めた場合であっても、すでに当社に支払った本来の当該一部のサービスを利用することができる期間の満了日までの間の当該一部のサービスの料金の償還を受けることはできません。

第28条（変更の届出）

1. 『EC-CUBE のサーバー』サービス利用契約の申込の際に申込フォームに入力した事項又は申込書に記入した事項について変更があったときは、その旨及び変更の内容を速やかに当社に届け出てください。この変更の届出は、当社が別に定める方法によりこれを行ってください。

2. 当社は、前項の届出が当社に到達し、かつ、当社が変更の事実を確認するまでは、変更のないものとして『EC-CUBE のサーバー』サービスの提供及び『EC-CUBE のサーバー』サービス利用契約に関するその他の事務を行います。当社は、このことによってお客さまに生じた損害について、一切の責任を負いません。

3. 前2項の規定は、本条により当社に届け出た事項についてさらに変更があった場合にこれを準用します。

4. 第1項及び第2項の規定は、相続又は合併により『EC-CUBE のサーバー』サービス利用契約にもとづくお客さまの地位の承継があった場合にこれを準用します。この場合には、『EC-CUBE のサーバー』サービス利用契約にもとづくお客さまの地位を承継したかたが、本条に定める変更の届出を行ってください。

第 29 条 (『EC-CUBE のサーバー』サービスの利用に関する規則)

1. 当社は、『EC-CUBE のサーバー』サービスの利用に際してお客さまが遵守すべき事項を明らかにするために、この『EC-CUBE のサーバー』サービス利用約款とは別に予告なく『EC-CUBE のサーバー』サービスの利用に関する規則を定める場合があります。その規則の内容は、当社のウェブサイトへの掲載等、適当な方法でお客さまに知らせます。
2. 当社は、前項により定めた規則の内容を予告なく改定する場合があります。改定された規則の内容は、当社のウェブサイトへの掲載等、適当な方法でお客さまに知らせます。
3. お客さまは、この『EC-CUBE のサーバー』サービス利用約款のほか、本条にもとづいて当社が定める規則についても遵守してください。

第 30 条 (『EC-CUBE のサーバー』サービスの提供の停止)

1. 当社は、お客さまについて第 48 条第 1 項各号に掲げるいずれかの事由があるとき、又は当社がお客さまに提供している『EC-CUBE のサーバー』サービスを第三者が不正に利用していわゆるフィッシングサイトの運用等第 22 条第 2 項に定める行為を行っているときは、直ちに無催告でそのお客さまに対する『EC-CUBE のサーバー』サービスの提供を停止することがあります。
2. お客さまは、前項により当社がお客さまに対する『EC-CUBE のサーバー』サービスの提供を停止した場合であっても、すでに当社に支払ったその間の分の所定の料金等の償還を受けることはできません。
3. 当社は、第 1 項にもとづいて当社が『EC-CUBE のサーバー』サービスの提供を停止したことによりお客さまに生じた損害について、一切の責任を負いません。

第 31 条 (『EC-CUBE のサーバー』サービスの廃止)

1. 当社は、業務上の都合により、お客さまに対して現に提供している『EC-CUBE のサーバー』サービスの全部又は一部を廃止することがあります。
2. 当社は、前項に定める『EC-CUBE のサーバー』サービスの廃止を行う場合には、その 1 カ月前までにその旨をお客さまに通知します。
3. 当社は、第 1 項に定める『EC-CUBE のサーバー』サービスの廃止によりお客さまに生じた損害について、一切の責任を負いません。

第 32 条 (『EC-CUBE のサーバー』サービスの利用不能)

1. お客さまは、相当の期間にわたり『EC-CUBE のサーバー』サービスを利用することができない事態が日常的に生じうるものであることを了承するものとします。
2. 当社は、コンピュータウイルス又はセキュリティの欠陥等のために当社のサーバーその他のコンピューターシステムに保存されているデータ、プログラムその他の電磁的記録が滅失若しくは損傷し、又はこれが改変されたことによりお客さま又は第三者に生じた損害

について、当社の過失の有無やその程度に関わらず、一切の責任を負いません。

3. 当社は、前2項に定める事態及び損害の発生の防止に努めますが、これについて一切の法律上の責任を負うものではありません。

第33条（担保責任の否定）

1. 次の各号に掲げる事項その他の『EC-CUBEのサーバー』サービスに関する事項について当社が何らかの担保責任を負う旨を定める法律の規定は、当社とお客さまの間においては、これを適用しないものとします。

- (1) 『EC-CUBEのサーバー』サービスが一定の品質を備えること。
- (2) 『EC-CUBEのサーバー』サービスの内容が特定の利用目的にかなうこと。
- (3) 『EC-CUBEのサーバー』サービスを利用することが第三者の権利を侵害するものではないこと。

2. 『EC-CUBEのサーバー』サービス利用契約は、明示、黙示を問わず、前項各号に掲げる事項その他の『EC-CUBEのサーバー』サービスに関する事項について当社が何らかの担保責任を負う旨を定めるものではありません。

第34条（免責）

1. 当社は、次の各号に掲げるいずれかの事由によりお客さま又は第三者に生じた損害について、当社の過失の有無やその程度に関わらず、一切の責任を負いません。

- (1) 『EC-CUBEのサーバー』に蓄積又は転送されたデータ等が当社のサーバーその他の設備の故障又はその他の事由により滅失若しくは損傷し、又は外部に漏れたこと。
- (2) お客さま又は第三者が『EC-CUBEのサーバー』に接続することができず、又は『EC-CUBEのサーバー』に接続するために通常よりも多くの時間を要したこと。
- (3) お客さま又は第三者が『EC-CUBEのサーバー』に蓄積されたデータ等を他所に転送することができず、又はこれを他所に転送するために通常よりも多くの時間を要したこと。
- (4) お客さまが注文した電子証明書が発行されず、又はお客さまが注文した電子証明書が発行されるために通常よりも多くの時間を要したこと。
- (5) 当社がお客さまに行うべき連絡を怠ったこと。
- (6) 当社がお客さまから預かった書類又はデータ等を紛失したこと。
- (7) お客さまが『EC-CUBEのサーバー』サービス利用契約の申込を撤回しようとしたのに当社がこれを認めなかったこと。
- (8) お客さまが『EC-CUBEのサーバー』サービス利用契約を更新しようとしたのに当社がこれを認めなかったこと。

2. 当社は、前項各号に掲げる事由によるもののほか、『EC-CUBEのサーバー』サービス自体によりお客さま又は第三者に生じた損害及び『EC-CUBEのサーバー』サービスに関連してお客さま又は第三者に生じた損害について、当社の過失の有無やその程度に関わら

ず、一切の責任を負いません。

第 35 条（消費者契約に関する免責の特則）

この『EC-CUBE のサーバー』サービス利用約款の条項のうち、次の各号に掲げるものは、個人のお客さま（事業として又は事業のために『EC-CUBE のサーバー』サービス利用契約の当事者となったお客さまを除く。）については、当社の責任の全部を否定するのではなく、その債務不履行が生じ、その不法行為がなされ、又はその瑕疵が存した期間の分の月額利用料金としてお客さまが当社に支払った金額を限度として当社がその損害をお客さまに賠償するものと読み替えるものとします。

(1) 当社の債務不履行によりお客さまに生じた損害を賠償する責任の全部を否定する旨を定める条項。

(2) 『EC-CUBE のサーバー』サービス利用契約における当社の債務の履行に際してなされた当社の不法行為によりお客さまに生じた損害を賠償する民法の規定による責任の全部を否定する旨を定める条項。

(3) 『EC-CUBE のサーバー』サービス利用契約の目的物に隠れた瑕疵があるとき（『EC-CUBE のサーバー』サービス利用契約が請負契約である場合には、その『EC-CUBE のサーバー』サービス利用契約の仕事の目的物に瑕疵があるとき。）に、その瑕疵によりお客さまに生じた損害を賠償する当社の責任の全部を否定する旨を定める条項。

第 4 章 サポート

第 36 条（サポート）

1. 当社は、『EC-CUBE のサーバー』サービス利用契約にもとづいてお客さまに提供するハードウェア、ネットワークその他に関するお客さまからの問い合わせについて、当社が別に定めるところに従い、これに回答するサービス（以下、「サポート」という。）を提供します。ただし、当社が別に定めるサービスプランについては、この限りではありません。

2. サポートの業務は、当社が別に定める時間内に限り、これを行います。

第 37 条（本人確認の方法等）

1. 当社は、次の表の「問い合わせの内容」欄に掲げる事項についてお客さまから電話で問い合わせを受けたときは、第 1 号に掲げる内容の問い合わせに際しては、お客さまの氏名（お客さまが団体である場合には当該団体の名称）を電話口でお客さまに尋ねるほか回答にあたって特に本人確認を行わず、又、第 2 号に掲げる内容の問い合わせに際しては、回答に先立ちお客さまの氏名（お客さまが団体である場合には当該団体の名称）を電話口でお客さまに尋ねたうえで、同号の「本人確認の方法」欄に掲げる方法でお客さまが本人であることの確認（以下、「本人確認」という。）を行います。

(1)お客さまが当社との間で締結した『EC-CUBE のサーバー』サービス利用契約の内容に関する事項のうち、次に掲げるもの。

- (ア) 契約期間
- (イ) 契約期間満了日
- (ウ) サービスプラン
- (エ) 料金の価格
- (オ) 料金の支払方法
- (カ) ドメイン名の登録を維持するためのサービスの利用の有無
- (キ) 『EC-CUBE のサーバー』サービス利用契約締結の際における当社の代理店の媒介の有無

(2)お客さまが当社との間で締結した『EC-CUBE のサーバー』サービス利用契約の実施状況、お客さまが当社に知らせたお客さまの連絡先その他の事項のうち、次に掲げるもの。

- (ア) 料金の支払状況
- (イ) サービスの提供の停止又は終了等の状況
- (ウ) 当社が行う作業の進捗状況
- (エ) オプションサービスの申込内容
- (オ) お客さまの氏名
- (カ) お客さまが団体である場合における当該団体の名称又は代表者の氏名
- (キ) お客さまの代理人又は担当者の氏名
- (ク) お客さまの電話番号又はファックス番号
- (ケ) お客さまの電子メールアドレス
- (コ) お客さまの住所

2. 当社は、前項の表の第 1 号に掲げる内容の問い合わせに際してお客さまの本人確認を行わないでこれに回答し、又は前項の表の第 2 号に掲げる内容の問い合わせに際して同号の「本人確認の方法」欄に掲げる方法で本人確認を行ったうえでこれに回答した場合において、その回答したことによりお客さまに生じた損害について、一切の責任を負いません。又、当社は、前項の表の第 2 号に掲げる内容の問い合わせに際して同号の「本人確認の方法」欄に掲げる方法と異なる方法でお客さまの本人確認を行い、又はお客さまの本人確認を行わないで、これに回答した場合において、その回答したことによりお客さまに生じた損害について、一切の責任を負いません。

3. 当社は、お客さまから電話で何らかの問い合わせを受けた場合において、これに回答しなかったことによりお客さまに生じた損害について、一切の責任を負いません。

第 38 条 (ログの非公開)

1. 当社は、別に定める場合を除くほか、当社がお客さまに提供する『EC-CUBE のサーバー』に対するアクセスの状況の記録（以下、本条において「ログ」という。）の内容をお客さまに知らせるサービスを提供しません。
2. 当社は、当社がログの内容をお客さまに知らせないことによってお客さまに生じた損害について、一切の責任を負いません。

第 39 条 (データ等のバックアップ)

1. 当社は、別に定める場合を除くほか、『EC-CUBE のサーバー』に保存されたデータ等について、その毀滅に備えてあらかじめその複製を行うサービスを提供しません。
2. 当社は、『EC-CUBE のサーバー』に保存されたデータ等が何らかの事由により毀滅した場合において、これを復元するサービスを提供しません。
3. 当社は、『EC-CUBE のサーバー』に保存されたデータ等が何らかの事由により毀滅した場合において、これによってお客さまに生じた損害について、一切の責任を負いません。
4. 当社は、『EC-CUBE のサーバー』に保存されたデータ等の毀滅に備えて定期的にその複製を行うことをお客さまに強く推奨します。

第 5 章 料金

第 40 条 (料金の種類)

1. お客さまは、次の各号に掲げる料金を当社に支払うものとします。
 - (1) 新規セットアップ料金
 - (2) 月額利用料金
2. お客さまが第 10 条にもとづいて当社の定めるオプションサービスを利用する場合には、前項に定める料金のほか、オプション新規セットアップ料金及びオプション月額利用料金を当社に支払うものとします。
3. 当社は、既存の特定のサービスプラン又は新たに設ける特定のサービスプランを利用するお客さまについて、前 2 項に定める料金以外の料金を当社に支払うべき旨を定める場合があります。この場合には、前 2 項に定める料金のほか、本項により当社の定める料金を当社に支払ってください。
4. 『EC-CUBE のサーバー』サービスの利用及びその料金の支払に際して生じる公租公課等については、お客さまがこれを負担するものとします。
5. 銀行振込手数料及び料金の支払に際して生じるその他の費用については、お客さまがこれを負担するものとします。
6. 本条の規定は、第 46 条の定めるところにより『EC-CUBE のサーバー』サービス利用契約が更新される場合にこれを準用します。ただし、第 1 項第 1 号の料金については、この限りではありません。

7. 当社は、既存の特定のサービスプラン又は新たに設ける特定のサービスプランを利用するお客さまについて、データ転送料金を当社に支払うべき旨を定める場合があります。この場合には、当月において『EC-CUBE のサーバー』から他所へ転送されたデータの量に応じたデータ転送料金を当社が別に定める期限までに当社に支払ってください。万一、お客さまが期限までにデータ転送料金を支払わない場合には、その期限の翌日から元本に対して年 12 分の割合による遅延損害金を当社に支払うものとします。

第 41 条（料金の価格）

1. 当社は、前条に規定するすべての料金についてあらかじめその価格を定め、当社のウェブサイトへの掲載等、適当な方法でこれをお客さまに知らせます。
2. 当社は、前項により定めた料金の価格を予告なく変更することがあります。変更された料金の価格は、当社のウェブサイトへの掲載等、適当な方法でこれをお客さまに知らせます。

第 42 条（料金の支払方法）

1. お客様は、当社の銀行預金口座への振込にて料金の支払いを行うものとします。
2. 当社は、特定のお客さまについて、第 1 項の支払方法と異なる支払方法を定める場合があります。

第 43 条（料金の支払時期）

料金は、これを前払いとします。ただし、当社が別途定めるサービスに対する料金に関しては、この限りではありません。

第 44 条（第 8 条第 1 項第 1 号のサービスの利用不能の際の料金の返金）

1. 当社の責めに帰すべき事由により第 8 条第 1 項第 1 号のサービスをお客さまが利用することができなかった場合には、当社は、本条及び当社が別に定めるところに従って料金の一部を返金します。この返金は、当社が運用するウェブサーバーの故障により第 8 条第 1 項第 1 号のサービスの利用不能が生じた場合に限ってこれを行います。
2. 当社は、お客さまが当月において第 8 条第 1 項第 1 号のサービスを利用することのできた時間を当月の総時間で除して得られる率に応じて、そのお客さまが当月分の月額利用料金として当社に支払った金額に当社が別に定める率を乗じて得られる金額を当社が別に定める方法によりお客さまに返金します。
3. 当社は、お客さまが第 8 条第 1 項第 1 号のサービスの利用不能の後、最初に当社に支払う月額利用料金の金額をその本来支払うべき月額利用料金の金額から返金すべき金額

を減じて得られる金額とすることをもちって前項の返金に代える場合があります。

4. 本条に定める返金は、当社が別に定める方法により、第8条第1項第1号のサービスの利用不能が生じた際にその事実を当社が別に定める方法により直ちに当社に通知したお客さまについて、これを行います。

5. 第2項にもとづく返金の金額の算出にあたっては、第8条第1項第1号のサービスの利用不能の期間は、前項の通知が当社に到達し、当社が利用不能の事実を確認した時からこれを起算するものとします。

6. 前5項に定める返金の要件を満たす場合であっても、第8条第1項第1号のサービスの利用不能が次の各号に掲げるいずれかの事由により生じたときは、本条に定める返金は、これを行いません。当社の測定システムの故障により利用不能の期間を報告できない場合も同様とします。

(1) 法令の制定又は改正が行われたこと。

(2) 当社のサーバー、その他の設備の保守等のための作業を行ったこと。

(3) 戦争、暴動、同盟罷業、内戦等が発生したこと、又は通商を禁止する措置がとられたこと。

(4) 火災、洪水、交通機関の運行の停止や遅延、電気通信の障害や遅延が生じたこと。

(5) ウイルスの配布やクラッキングが行われたこと。

(6) 電子商取引、代金の決済、チャット、統計、その他の用途のソフトウェアに瑕疵があったこと。

(7) お客さまに第8条第1項第1号のサービスを提供するために当社が運用するウェブサーバーを適切に動作させるために必要な部品や電力等の供給を当社が受けられないこと。

(8) 当社のネットワークに接続するための回線に障害が生じたこと。

(9) 当社の管理外にあるDNSに障害が生じたこと。

(10) お客さま（その従業員又は代理人も含むものとします。）がこの『EC-CUBE のサーバー』サービス利用約款の定める義務に違背する行為、その他の行為を行ったこと。

第6章 『EC-CUBE のサーバー』サービス利用契約の更新及び終了等

第45条（契約期間）

1. 第2条第3項によりお客さまが選んだ契約期間をもって、その『EC-CUBE のサーバー』サービス利用契約の契約期間とします。

2. ある月の途中において『EC-CUBE のサーバー』サービス利用契約が成立した場合には、その『EC-CUBE のサーバー』サービス利用契約の成立した日から契約期間に相当する期間が経過した日をもって、その『EC-CUBE のサーバー』サービス利用契約の存続期間の満了日とします。

3. 前2項によって契約期間の満了日とされる日が金融機関の休日のときは、前2項の規

定に関わらず、その日以前の金融機関の直近の営業日までの期間をもって、その契約期間とします。

4. 前3項の規定は、次条の定めるところにより更新された『EC-CUBEのサーバー』サービス利用契約にこれを準用します。この場合には、第2項における「成立した」は、これを「更新された」と読み替えるものとします。

第46条（『EC-CUBEのサーバー』サービス利用契約の更新）

1. お客さまが『EC-CUBEのサーバー』サービス利用契約を更新しようとする場合には、契約期間の満了日の2日前（金融機関の休日は除いて数える。）料金及び消費税の全部（以下、「所定の料金等」という。）に相当する金額を当社のあらかじめ指定する銀行預金口座に振り込むものとします。

2. 前項の定めるところによりお客さまが所定の料金等に相当する金額を当社のあらかじめ指定する銀行預金口座に振り込んだときは、その『EC-CUBEのサーバー』サービス利用契約は、契約期間の満了の時に従前と同一の内容をもって更新されるものとします。

3. お客さまが契約期間の満了日の2日前（金融機関の休日は除いて数える。）までに第2項の定めるところにより所定の料金等に相当する金額を振り込まない場合には、その『EC-CUBEのサーバー』サービス利用契約は、契約期間の満了日をもって終了するものとします。

4. やむを得ない事情によりお客さまが第2項の定めるところにより所定の料金等に相当する金額を振り込まなかった場合において、お客さまが契約期間の満了日から7日を経過するまでに所定の料金等を当社に支払ったときは、前3項の規定に関わらず、その『EC-CUBEのサーバー』サービス利用契約は、契約期間の満了の時に遡って従前と同一の内容をもって更新されるものとします。

5. 前項の定めるところにより『EC-CUBEのサーバー』サービス利用契約が更新された場合には、データ等が滅失若しくは損傷し、又はお客さまのIPアドレス、アカウント若しくはユーザID等が変更されることがあります。当社は、このことによってお客さまに生じた損害について、一切の責任を負いません。

6. 当社は、第2項に定める振込又は第4項に定める支払については、当社がその事実を確認するまでは、その振込又は支払がないものとして取り扱います。当社は、このことによってお客さまに生じた損害について、一切の責任を負いません。

第47条（お客さまの行う解除）

1. お客さまは、いつでも将来に向かって『EC-CUBEのサーバー』サービス利用契約の解除を行うことができます。

2. 前項の解除権を行使する場合には、当社の定める方式に従って当社に対して解除の通知を行わなければなりません。当社の定める方式に従わない場合には、解除の効果は生じ

ません。

3. お客さまが本条に定める解除を行ったときは、その『EC-CUBE のサーバー』サービス利用契約は、その解除の通知においてお客さまが指定した日をもって終了するものとします。
4. お客さまは、本条に定める解除を行った場合であっても、すでに当社に支払った本来の契約期間の満了日までの間の所定の料金等の全部又は一部の償還を受けることはできません。

第 48 条（当社の行う解除）

1. 当社は、お客さまについて次の各号に掲げるいずれかの事由があるときは、直ちに無催告で『EC-CUBE のサーバー』サービス利用契約の解除を行うことができます。
 - (1)お客さまが、この『EC-CUBE のサーバー』サービス利用約款の定める義務に違背した場合。
 - (2)お客さまが所定の料金等の支払のために当社に交付した手形、小切手又はその他の有価証券が、不渡りとなった場合。
 - (3)お客さまについて破産手続又はその他の倒産手続が開始した場合。
 - (4)お客さまが、当社に対し虚偽の事実を申告した場合。
 - (5)お客さまが反社会的な団体である場合又はお客さまが反社会的な団体の構成員である場合。
 - (6)前各号に定める場合のほか、当社が業務を行ううえで重大な支障がある場合又は重大な支障の生じる恐れがある場合。
2. 当社が本条に定める解除を行ったときは、その『EC-CUBE のサーバー』サービス利用契約は、その解除の通知がお客さまに到達した日をもって終了するものとします。
3. 当社は、本条に定める解除を行った場合であっても、そのお客さまに対する損害賠償請求権を失わないものとします。

第 7 章 紛争の解決等

第 49 条（準拠法）

『EC-CUBE のサーバー』サービス利用契約の準拠法は、日本国の法令とします。

第 50 条（裁判管轄）

『EC-CUBE のサーバー』サービス利用契約に関する訴えについては、宮崎地方裁判所を第一審の専属的合意管轄裁判所とします。他の裁判所について生じる法定管轄は、本条における合意をもってこれを排除します。

第 51 条（紛争の解決のための努力）

『EC-CUBE のサーバー』サービス利用契約に関して紛争が生じたときは、各当事者は、相互の協力の精神にもとづき誠実に解決のための努力をするものとします。

第 8 章 『EC-CUBE のサーバー』サービス利用約款の改定

第 52 条（『EC-CUBE のサーバー』サービス利用約款の改定）

当社は、実施する日を定めてこの『EC-CUBE のサーバー』サービス利用約款の内容を改定することがあります。その場合には、『EC-CUBE のサーバー』サービス利用契約の内容は、改定された『EC-CUBE のサーバー』サービス利用約款の実施の日から、改定された内容に従って変更されるものとします。

ウェブサービスの利用不能の際における料金の返金に関する規則

株式会社アラタナ 『EC-CUBE のサーバー』サービス利用約款第 44 条第 2 項の規定にもとづいて当社が定めるべき率については、この規則で定めるところによります。

第 1 条 『EC-CUBE のサーバー』サービス利用約款第 44 条第 2 項の規定にもとづいて当社が定めるべき率は、次に掲げる通りとします。

- (1) 98. 0%から 99. 8%まで 10%
- (2) 95. 0%から 97. 9%まで 25%
- (3) 90. 0%から 94. 9%まで 50%
- (4) 89. 9%以下 100%